平成２５年（フ）第２４２号
群馬県高崎市乗附町1565番地179
破産者　櫻井　明彦
1　決定年月日　平成26年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第３８２号
東京都武蔵村山市大南３丁目35番地の２　ベルブルーム・パメラ306号、開始決定時の住所埼玉県入間市扇町屋４丁目４番１号　Ａ―110
破産者　神山　健一
1　決定年月日　平成26年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４５７号
埼玉県狭山市大字北入曽891番地の６　グリーンコート３号
破産者　大山　弘子（旧姓渡辺）
1　決定年月日　平成26年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第４２号
埼玉県坂戸市関間３丁目８番25号　コスモ若葉605号室
破産者　本間　綾子
1　決定年月日　平成26年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第４３号
埼玉県坂戸市関間３丁目８番25号　コスモ若葉605号室
破産者　本間しのぶ
1　決定年月日　平成26年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１３８号
埼玉県川越市小仙波町２丁目42番地３　パーク喜多院203号室
破産者　佐藤　　匠
1　決定年月日　平成26年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１８８６号
愛知県尾張旭市桜ケ丘町１丁目151番地
破産者　小原　英也
1　決定年月日　平成26年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３７２号
愛知県犬山市大字犬山字西古券125番地10
破産者　服部　　実
1　決定年月日　平成26年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１号
神戸市灘区弓木町３丁目２番16号　フォルム六甲道601、従前の住所大阪市西区南堀江１丁目21番９号601
破産者　杉坂奈津美（旧姓西川）
1　決定年月日　平成26年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２０３号
東京都府中市白糸台１丁目74番地の13、申立時の住所広島市南区青崎２丁目23番15―201号
破産者　小野　盛子
1　決定年月日　平成26年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６６号
鹿児島県鹿児島市中山２丁目22番20号
破産者　四元　竜次
1　決定年月日　平成26年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第６２号
鹿児島県鹿屋市下堀町3012番地21　グリーンヒル下堀18号、申立時の住所鹿児島県鹿屋市寿４丁目９番２―205号
破産者　佐土原依智子
1　決定年月日　平成26年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第１６号
北海道紋別郡遠軽町生田原552番地１、前住所北海道紋別郡遠軽町東町１丁目５番地54
破産者　久保田君夫
1　決定年月日　平成26年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２６年（フ）第１６号
青森県上北郡六ケ所村大字泊字六角35番地
破産者　中村　洋子
1　決定年月日　平成26年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第６５１号
横浜市旭区鶴ケ峰２丁目16番地５
破産者　小野寺隆治
1　決定年月日　平成26年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１３号
横浜市中区扇町４丁目11番地２　白雪荘318号室
破産者　吉崎　一茂（旧姓時田）
1　決定年月日　平成26年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４０７号
横浜市港北区大倉山３丁目26番10号　エクセル大倉山103号
破産者　遠藤　浩司
1　決定年月日　平成26年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４０８号
横浜市港北区大倉山３丁目26番10号　エクセル大倉山103号
破産者　遠藤　桂子
1　決定年月日　平成26年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部